

岩手県告示第914号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成22年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字西徳田第7地割226番の一部、227番の一部、228番の一部、231番の一部、232番の一部、305番の一部及び325番の一部並びに大字東徳田第10地割25番1の一部、26番の一部、27番の一部、28番、29番の一部、30番の一部、31番の一部及び110番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 矢巾町